

# えひめ業務改善応援事業 業務改善 & 賃上げに応援金を活用しませんか？

## 《概要》

愛媛県では、物価高騰の中、**業務改善など生産性向上と賃上げ**に積極的に取り組む**県内中小企業等の皆様を対象**に、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金対象外の企業への**独自の支援制度**（えひめ業務改善応援事業）の**申請を受付**しています。

①は国の業務改善助成金と併せて、②は物価高騰対策の一助として、是非御活用ください。

① 業務改善応援金	申請期限 2月20日(火)	② 物価高騰対策応援金	申請期限 11月30日(木)
国の業務改善助成金における助成率に応じて 応援金を上乗せ補助として支給		設備投資(省エネ機器導入含む)やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる中小企業等に、設備投資等に係る対象経費支出額に補助率を乗じた額と下表の補助上限額を比較して、いずれか低い方の額を応援金として支給	
<b>助成率が 4/5 の場合</b>			
<b>助成金が 4/5 の場合</b>			
<b>助成金の確定額 × 1/10</b>			
<b>助成金の確定額 × 1/20</b>			
<b>【対象事業場】</b> 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内		<b>【対象事業場】</b> 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が51円以上	
<b>【補助率】</b> 1/10～1/20相当		<b>【補助率】</b> 4/5	

事業場内最低賃金の 時間給相当額の引き上げ額	賃金引き上げ 労働者数	補助上限額
30円以上	1人	600,000円
	2～3人	900,000円
	4～6人	1,000,000円
	7人以上	1,200,000円

③①と②に係る申請は**社会保険労務士に依頼すると、費用の一部を補助**します！

### ③ 社会保険労務士等への報酬費用補助

報酬費用の1/2を5万円を上限に応援金として支給

### 【申請方法】

下記お問い合わせ先へ郵送、又は愛媛県ホームページのWeb申請をご利用ください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1749](https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1749)

こちらからも  
アクセスできます



### お問い合わせ先

えひめ業務改善応援事業事務局

TEL：089-909-5841 (受付時間：土日祝日除く9:00～12:00、13:00～17:00)

〒793-0003 松山市三番町四丁目9番地5 5F いよてつ総合企画